

名古屋市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

令和２年１２月９日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

公正取引委員会は、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、名古屋市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

なお、今回の有識者との懇談会は、オンライン方式により実施します。

1 日 時

令和２年１２月１６日（水）１４：００～１５：００

2 次 第

(1) 公正取引委員会の説明

（コロナ禍での公正取引委員会中部事務所の取組について）

(2) 公正取引委員会との意見交換

3 出席者

愛知県中小企業団体中央会 役職員
公正取引委員会事務総局中部事務所長

※ 本懇談会の取材については、公正取引委員会事務総局中部事務所長が対応いたします。

| | |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 公正取引委員会事務総局中部事務所総務課 電話 ０５２－９６１－９４２１（直通） |
| ホームページ | https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/ |